

小規模事業者持続化補助金に係る 政策効果の検証について

2026年7月30日

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

1. 小規模事業者の現状

2. 小規模事業者持続化補助金の概要

3. 小規模事業者持続化補助金の成果分析に係る統計データ

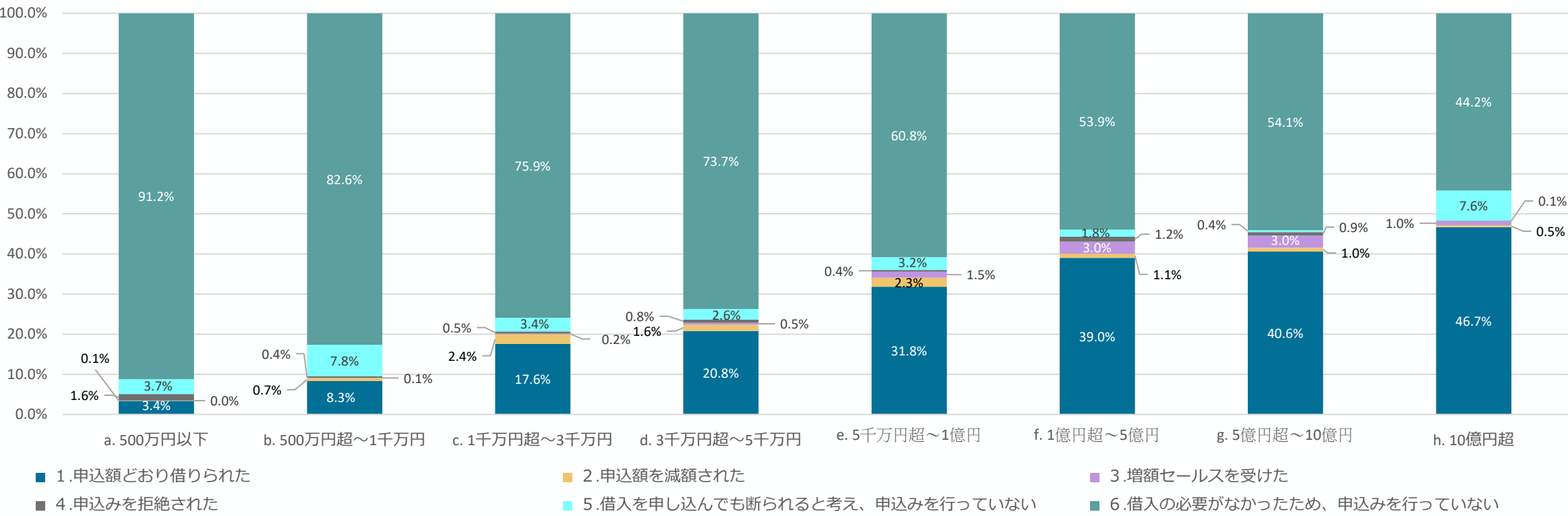
4. 小規模事業者持続化補助金の効果検証（委託調査事業）

5. 小規模事業者持続化補助金の見直し

小規模事業者のファイナンスの状況

- 売上高区分が低いとメインバンクに対する借入申込を行わない事業者が多く、メインバンクとの付き合いの薄さが伺え、財務状況に関する脆弱性が推測される。
- 売上高区分が増加するにつれて、メインバンクから申込額どおりの借入れができた事業者の割合が増加する傾向にあり、メインバンクとの関係が強まっていることがうかがえる。

【売上高区分別】メインバンクへの借入申込みの最も多かった内容別構成比（2024年）

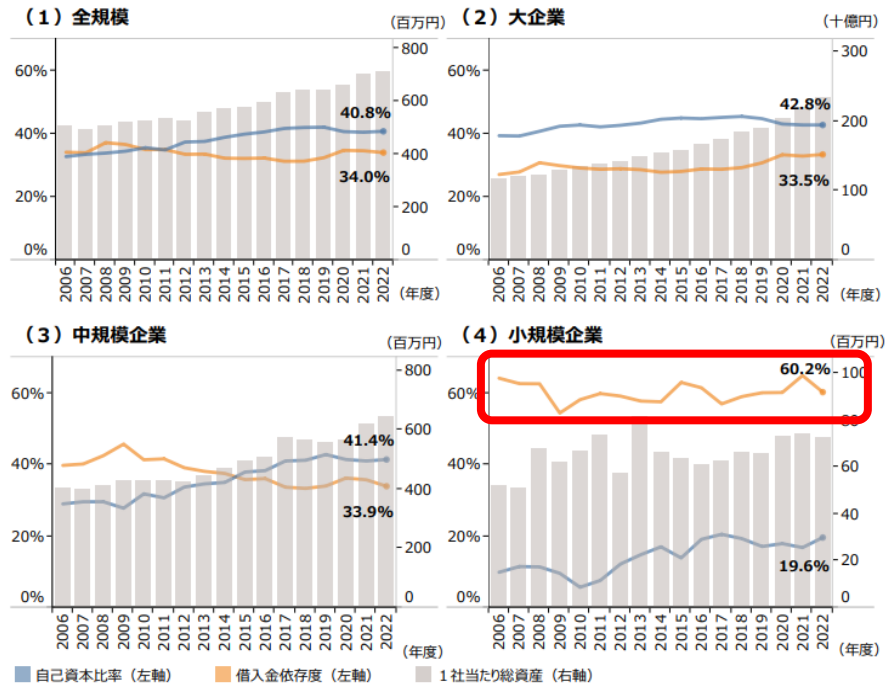


（出典）令和6年 中小企業実態基本調査をもとに委託先の三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社により分析

中小企業・小規模事業者のファイナンスの状況

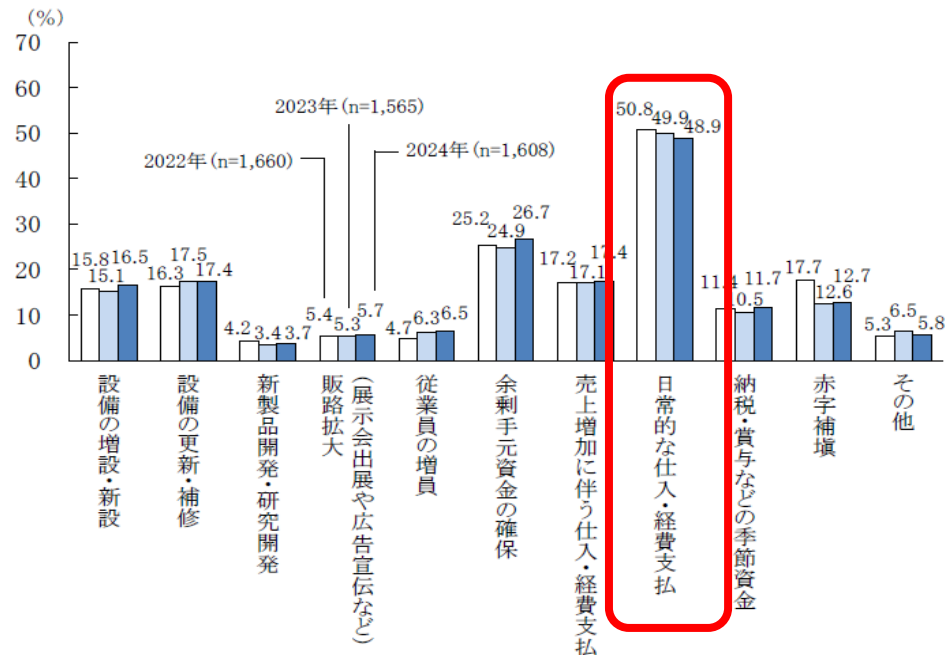
- 大企業や中規模企業と比較して、小規模企業の借入金依存度が高い。
- 借入金が当面の運転資金（日常的な仕入・経費支払や赤字補填）として補填されていることが要因の1つと推察される。また、相対的に経営計画・事業計画の企画力に制約があることもあり、成長資金（設備投資や販路開拓等）の借入がしにくい状況があるものと考えられる。
- 金利上昇やインフレ環境への変化を受けて、小規模事業者におけるファイナンスの経営リテラシー向上が必要と考えられる。

資金調達構造の変遷（企業規模別）



資料：財務省「法人企業統計調査年報」
(注)1.ここで大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。 2.金融業・保険業を除く。 3.借入金依存度 = (金融機関借入金 + その他の借入金 + 社債) ÷ 負債及び純資産合計 4.自己資本比率 = 純資産 ÷ 負債及び純資産合計
(出典) 2024年版「小規模企業白書」

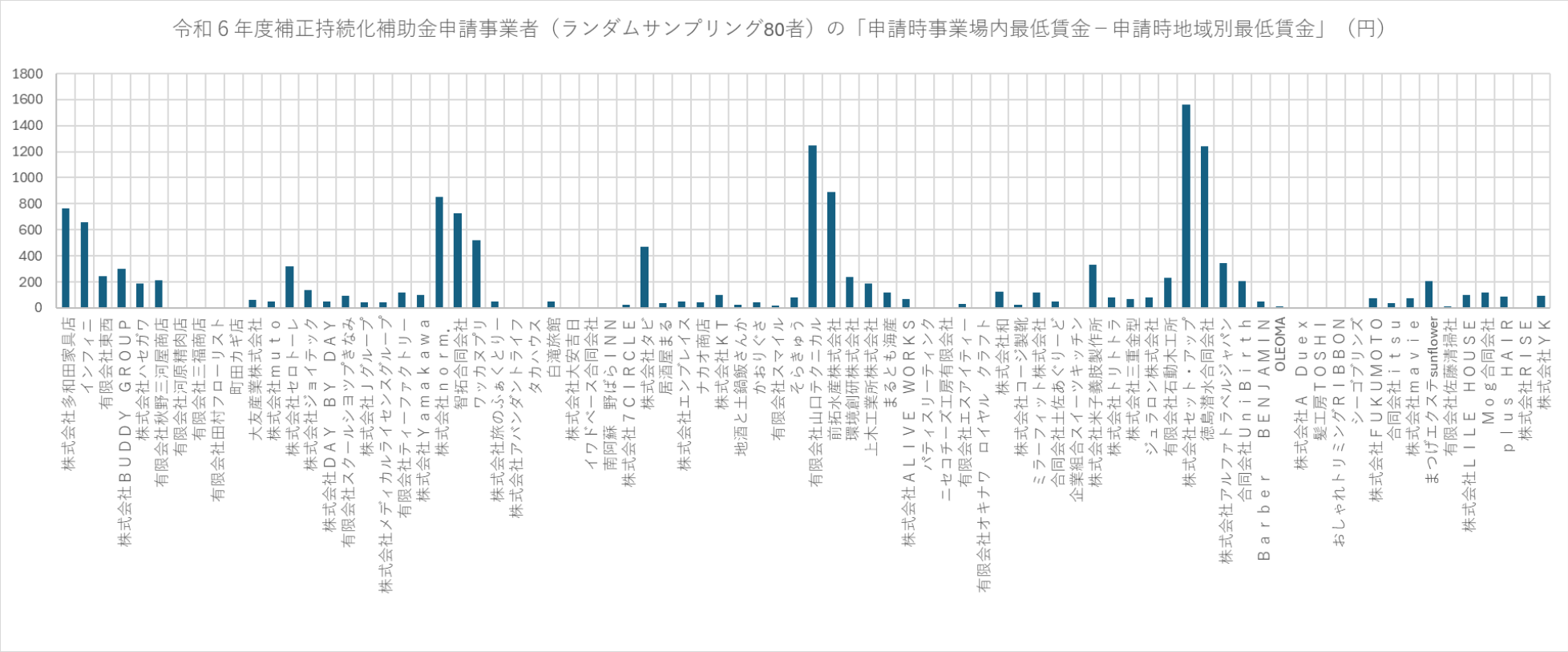
小企業※における借入の資金使途（複数回答）



(注) 金融機関から借入した（する予定）企業に、そのうちで最も大きな借入について尋ねたもの。
(注) 本調査における小企業について、製造業、サービス業、情報通信業、建設業、運輸業は従業員20人未満の企業をいい、食店・宿泊業が従業員10人未満の企業をいう。

小規模事業者の最低賃金引上対応の状況

- 持続化補助金申請事業者の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額を最低賃金改定（10月）前（2025年8月時点）の断面で調査したところ、当該差額が100円以下の事業者が52者と全体（サンプル数80者）の過半数を占めている。



0円の事業者数	11	100円超200円以下の事業者数	8
0円超30円以下の事業者数	14	200円超300円以下の事業者数	7
30円超50円以下の事業者数	13	300円超400円以下の事業者数	3
50円超100円以下の事業者数	14	400円超500円以下の事業者数	1
		500円超の事業者数	9

- 
1. 小規模事業者の現状
 - 2. 小規模事業者持続化補助金の概要**
 3. 小規模事業者持続化補助金の成果分析に係る統計データ
 4. 小規模事業者持続化補助金の効果検証（委託調査事業）
 5. 小規模事業者持続化補助金の見直し

小規模事業者持続化補助金

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

項目	一般型・通常枠	創業型	共同・協業型
補助上限	50万円※ ¹ （補助率2/3、3/4※ ² ）	200万円※ ¹ （補助率2/3）	3,000万円又は2,000万円※ ³ （補助率2/3、定額※ ⁴ ）
事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）		1 2 ヶ月以内
対象者	小規模事業者		小規模事業者
基本要件	<u>商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援。</u> <u>※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要。</u>	創業後1年以内の小規模事業者。 <u>商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援。</u> <u>※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」</u> 及び特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し <u>の添付が必要。</u>	小規模事業者が10者以上参画事業者として参加していること。 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関として申請すること。
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費 等		会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、広報費、旅費 等

※1：特例を活用した場合は最大で250万円 ※2：賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は補助率3/4 ※3：参画事業者が10者以上の場合は上限3000万円、 5～9者の場合は上限額2,000万円
※4：地域振興等機関は定額、参画事業者は2/3
【活用事例】

一般型・通常枠で・・・

観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。

創業型で・・・

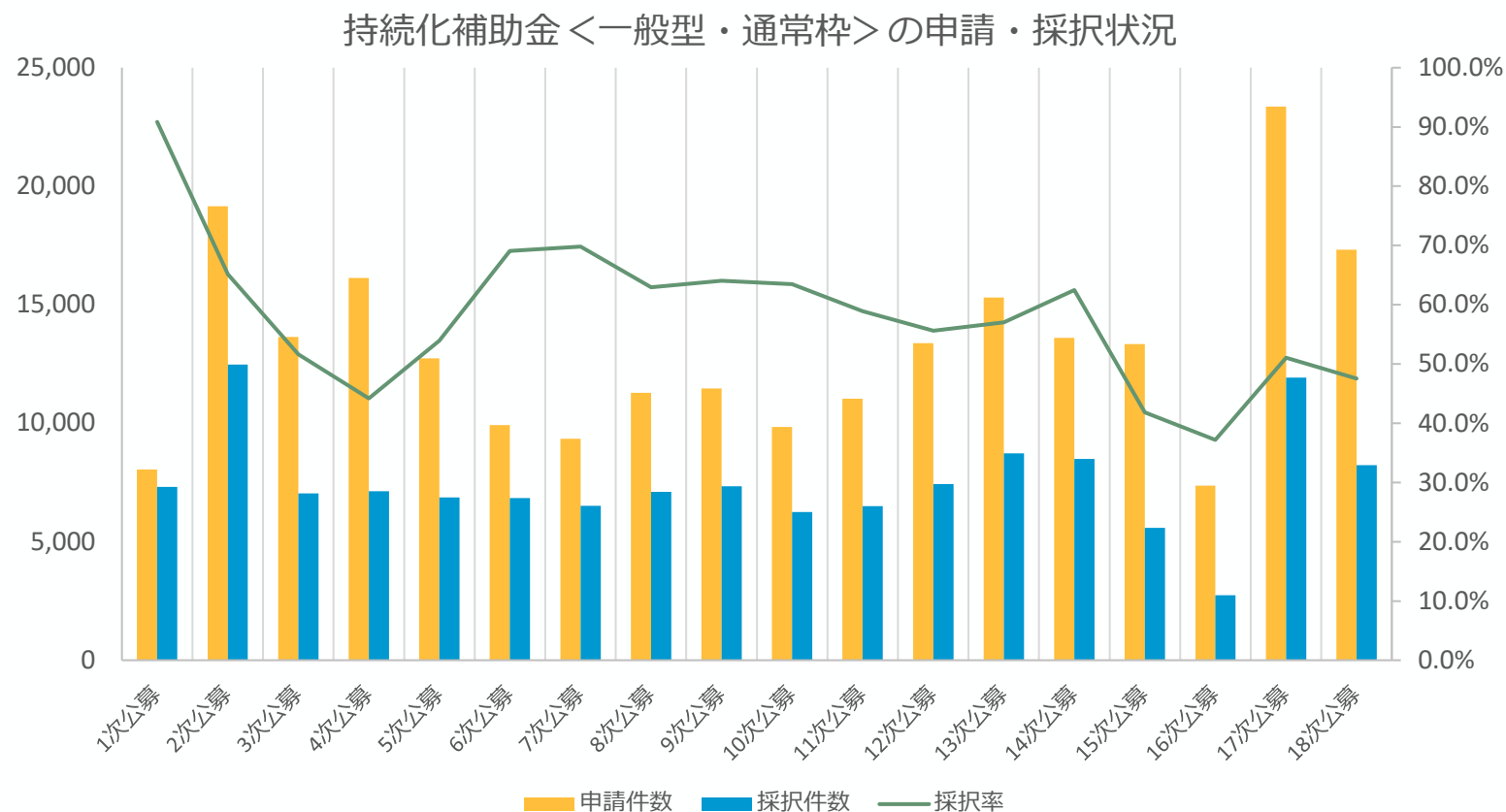
地域食材を活用したレストランを開業。店舗改装及びインターネット・SNS広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

共同・協業型で・・・

海外の展示会・商談会へ地域産品を取り扱う小規模事業者を集め出店。海外バイヤーとの取引を行えるようになり、輸出事業にも進出し売り上げを増加させた。

持続化補助金の実績（全体傾向）

- 持続化補助金＜一般型・通常枠＞については、令和元年度以降、**約23.6万件の申請**があり、うち**約13.6万件の中小企業・小規模事業者を採択**し支援。現在19次公募の審査を実施中。
- 成長志向の事業者への政策リソースの投下の観点から、近年の公募回の採択倍率は事業初期よりも低下しており、**約40～50%程度**で推移。



持続化補助金の必要性

- 小規模事業者は、以下を踏まれば、返済を伴わない補助金及び同補助金の利用に伴う商工会又は商工会議所による経営指導等は、重要な政策ツールであると言える。
 - ① 事業場内最低賃金は地域内最低賃金近傍となっている事業者が多いこと、
 - ② 低売上高の事業者の「申込額どおり借入ができる割合」は高売上高の事業者と比較して少ないこと
 - ③ 成長資金の借入がしにくいこと等の状況があること
- 事業者の成長フェーズでいうと小規模事業者は「入り口」に位置しており、販路開拓や経営計画の策定が最も大きなボトルネックとなっているところ、この点は小規模事業者の数からしても、政策金融のみでは支援しきれない領域であり、経営計画の策定を前提に補助事業を整備することによって、成長への一歩を踏み出す支援を行うものである。

1. 小規模事業者の現状
2. 小規模事業者持続化補助金の概要
- 3. 小規模事業者持続化補助金の成果分析に係る統計データ**
4. 小規模事業者持続化補助金の効果検証（委託調査事業）
5. 小規模事業者持続化補助金の見直し

小規模事業者持続化補助金の効果検証結果（賃上げ）

- 第12～14回における賃金引き上げ率（補助上限の引き上げ）要件として、事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上引き上げることを要件としていたところ、**同枠活用事業者の約75%は30円超の賃上げを実施していることが確認**された。

第12回～第14回（いずれも2023年度採択）における賃上げ引き上げ率（補助上限の引き上げ）要件

要件	補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金（※1）が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している（※2）事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。 ※1：別紙「参考資料」のP.6を参照ください。 ※2：申請時点において直近1か月で支給している賃金のことをいいます（例えば、6月に申請する場合は、5月に支払った賃金分かる賃金台帳の提出が必要）。 （注）申請時点において、従業員がいない場合は、本枠の対象外です。 （注）申請時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。 （注）上記要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。
----	---

第12回～14回（いずれも2023年度採択）における「実績報告時事業場内最低賃金－申請時事業場内最低賃金」の商工会地区事業者分布

	事業者数	割合	30円賃上と30円超賃上げの割合
30円の賃上事業者数	1107	25%	25%
30円超50円以下の賃上事業者数	1512	34%	75%
50円超100円以下の賃上事業者数	1129	25%	
100円超200円以下の賃上事業者数	397	9%	
200円超の賃上事業者数	325	7%	100%
合計	4470	100%	

1. 小規模事業者の現状
2. 小規模事業者持続化補助金の概要
3. 小規模事業者持続化補助金の成果分析に係る統計データ
- 4. 小規模事業者持続化補助金の効果検証（委託調査事業）**
5. 小規模事業者持続化補助金の見直し

小規模事業者持続化補助金の効果検証結果（TSR調査結果）

- 2026年4月3日東京商工リサーチ「小規模事業者持続的発展支援事業成果評価調査事業 最終報告書」による効果分析結果は以下のとおり。

本調査の目的

- 中小企業生産性革命推進事業（小規模事業者持続化補助金）第1回（2020年度採択）～第14回（2023年度採択）を対象に、計量経済学の手法を用いて政策効果の検証・分析を行い、今後の政策立案・制度運用に資する知見を得ること。

平均政策効果の主な推計結果

【推計手法】

- 平均政策効果の推計は、以下の手順に基づく傾向スコアマッチング及び差の差推定により実施。
 - ① 補助金の採択を受けた介入群に対し、売上・従業員数等の規模やそれらの過去トレンドが似ている企業をマッチングさせることで、持続化補助金の申請または採択の有無を除き性質が似通った企業群を統制群として抽出する（傾向スコアマッチング）。
 - ② ①のデータを用いて、介入年の違いを考慮した（staggered形式の）差の差分析を実施し、介入からの経過年数に応じた効果を推計し、平均政策効果に集計。
- 本調査事業では、小規模事業者持続的発展支援補助金への申請非採択または採択を介入とみなし各効果を推計する。

【分析事業全体の平均政策効果（第1～14回公募）】

「申請」効果（申請のみに起因する効果）：

- 売上高および一人当たり売上高について、正の政策効果が確認された。補助金を受給しない場合についても、申請行為に伴う企業行動の変化が事業成長や効率性の改善に寄与している可能性が確認された。

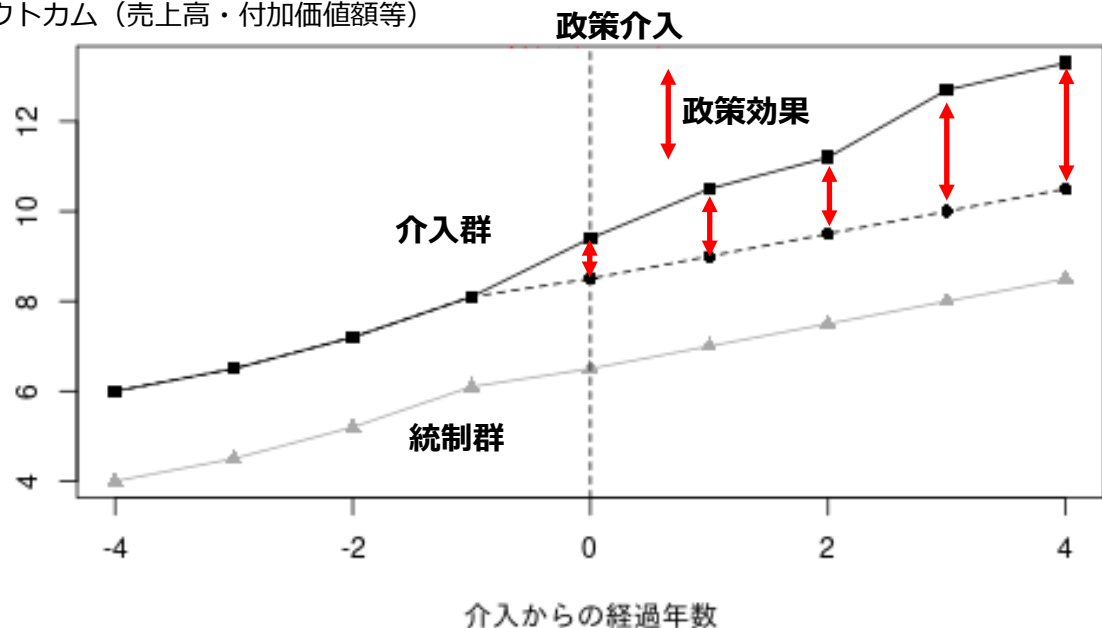
「採択」効果：

- 売上高、従業員数、一人当たり売上高および給与支払総額について、正の政策効果が確認された。これらの規模指標に対する政策効果の定量的なサイズには申請効果と比較して大きな差は見られない。
- 一方、設備投資額は受給年に大きく増加している（注：申請効果では確認されず）ほか、生産性指標の改善も採択効果において顕著に確認されるため、設備投資を通じた生産性改善が実現されている可能性が再確認された。採択効果に関しては、従業員数や給与支払総額についても、正の効果が引き続き確認された。

持続化補助金の効果検証

- 持続化補助金は令和2年から執行しており、事業終了から1年後の状況について事業効果等状況報告を求めている。
- このデータを用い、持続化補助金の公募1～14回目を対象に、計量経済学的手法に基づき政策効果を推計するとともに、今後の施策に有用な示唆を得ることを目的として、EBPMを実施してきている（委託先；株式会社東京商工リサーチ）。
- 政策効果の推計に当たっては、補助金活用層（介入群）における補助金の申請前後の売上高等の数値の比較のみでは、その効果が補助事業によるものか、それ以外の要因によるものかの判別が出来ない。したがって、事業者に対する政策介入による因果効果を、①政策介入があった場合と②政策介入がなかった場合のアウトカムの差として定義し、その推計を試みる。
- 東京商工リサーチ（TSR）の企業データを活用し、分析対象に類似した企業（統制群）を抽出の上、政策介入がなかった場合には統制群と同様の企業成長を実現すると仮定し（平行トレンドの仮定）、政策介入による効果を推計する。

アウトカム（売上高・付加価値額等）



ポイント1：介入前のトレンドの確認

政策介入前の期間を含めて推計し、介入前のトレンドの差異を確認。明確な差異がなければ、平行トレンドの仮定の成立がより期待できる。

ポイント2：政策効果の時間的異質性への対応

政策効果は介入からの経過年数によって変化する可能性があるため、経過年数ごとの効果を推計する。

ポイント3：採択年度による政策効果の異質性への対応

対象事業者の採択年度が複数年にまたがるため、採択年度による政策効果の違いを考慮した分析デザインとする。

推計に係る分析対象データ

- TSRデータ*1と本事業の申請者情報を突合し、TSRデータから各事業の申請非採択者及び採択事業者を抽出する。
- なお、TSRデータとの突合ができなかった採択事業者（介入群）についても、事業化状況報告データを用いることで分析を行った（統制群事業者*2はTSRデータから抽出）。

対象事業	介入年	申請事業者	申請非採択事業者*3	内TSRデータと突合できた事業者	採択事業者	内TSRデータと突合できた事業者
第1～4回	2021	21,312	2,858	1,674 (60%)	13,449	4,574 (34%)
第5～7回	2022	12,374	1,369	762 (56%)	7,934	2,424 (30%)
第8～11回	2023	43,652	7,021	2,502 (36%)	27,189	6,857 (25%)
第12～14回	2024	42,301	8,911	3,066 (34%)	24,664	6,437 (26%)

注1：TSRデータとは、TSRにて保有する企業情報データ又は財務情報データのこと。

注2：補助金の採択を受けた介入群に対し、売上・従業員数等の規模やそれらの過去トレンドが似ている企業をマッチングさせることで、持続化補助金の申請または採択の有無を除き性質が似通った企業群のこと。

注3：申請非採択事業者は分析対象事業において一度も採択されなかった事業者のこと。

推計に係るアウトカム変数の定義

- 持続化補助金が企業のパフォーマンスに与える影響を把握するため、以下のアウトカム変数についての政策効果を推計する。

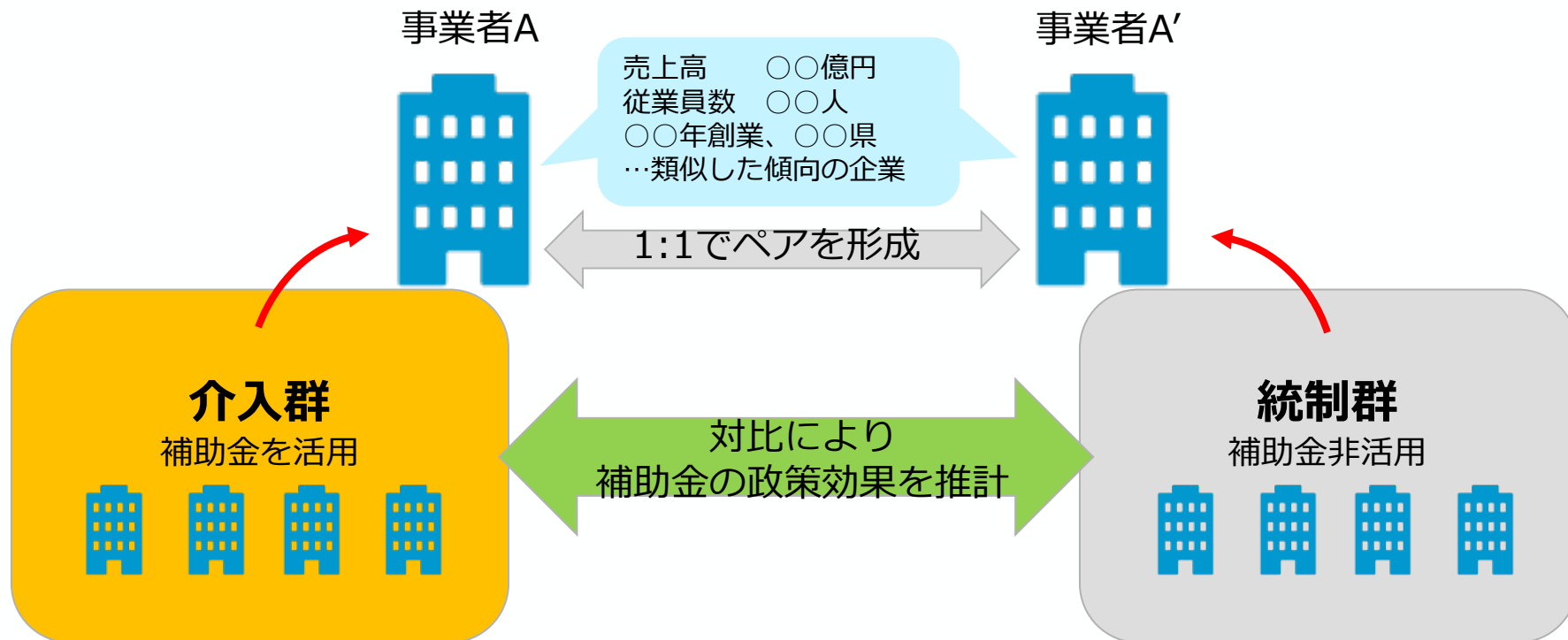
	アウトカム (対数変換)	定義	データ
投資	設備投資額	t 年の設備投資額 = t 年の貸貸対照表資産の部有形固定資産の合計 - $t-1$ 年の貸貸対照表資産の部有形固定資産の合計 + t 年の減価償却費	TSR財務情報、TSR製造原価明細
事業規模	売上高	当期決算売上高	TSR企業情報
	従業員数	正社員数（アルバイト、パートなどを含まない）	TSR企業情報
収益性	営業利益	損益計算書営業利益	TSR財務情報
	付加価値額	損益計算書営業利益 + 減価償却費 + 人件費 ¹	TSR財務情報、TSR製造原価明細
効率性	従業員一人当たり売上高	当期決算売上高 ÷ 従業員数	TSR企業情報
	労働生産性	付加価値額 ÷ 従業員数	TSR財務情報、TSR製造原価明細
賃金	給与支払総額	販管費のうち給料手当・賞与引当金繰入額・役員報酬 + 製造原価の労務費	TSR財務情報、TSR製造原価明細
	賃金	給与支払総額 ÷ 従業員数	TSR財務情報、TSR製造原価明細

注1：TSRデータでは、原則として非上場企業の従業員数に経営者も含むため、経営者が一人で事業を運営している場合は「従業員が一名の企業」に含む。

注2：人件費 = 製造原価労務費 + 販管費の労務費（給料手当 + 賞与引当金繰入額 + 役員報酬 + 退職金 + 退職給付引当金繰入額）

分析手法①傾向スコアマッチング

- 補助金活用層（介入群）と類似した事業者の選定にあたっては、「傾向スコアマッチング」により、統制群から売上・従業員数の規模やそれらの過去トレンドが類似している企業の抽出を実施。
- ① 介入群および統制群のデータから、傾向スコア（補助事業に採択される確率）を推計。共変量としては介入前年の事業規模（売上高、従業員数）、過去3期の成長率（売上高、従業員数）、個人事業主ダミー、設立年数、都道府県固定効果、業種固定効果。最近傍法により1:1のペアを作成。
 - ② 介入群の事業者ごとに、傾向スコアが最も近い事業者を選択してマッチング。
 - ③ ①②を分析対象事業ごとにそれぞれ実施し、統制群を整理。



分析手法②差の差分分析および平均政策効果の集計

- 介入群と、傾向スコアマッチングにより抽出した統制群を比較し、介入群に対する平均政策効果（ATT ; Average Treatment Effect on the Treated）を推計する。介入群の平均政策効果については、事業 g の介入後 l 年経過時点の平均政策効果を以下のとおり定義する。

$$ATT(g, l) = E[Y_l(g) - Y_l(0) | G_g = 1]$$

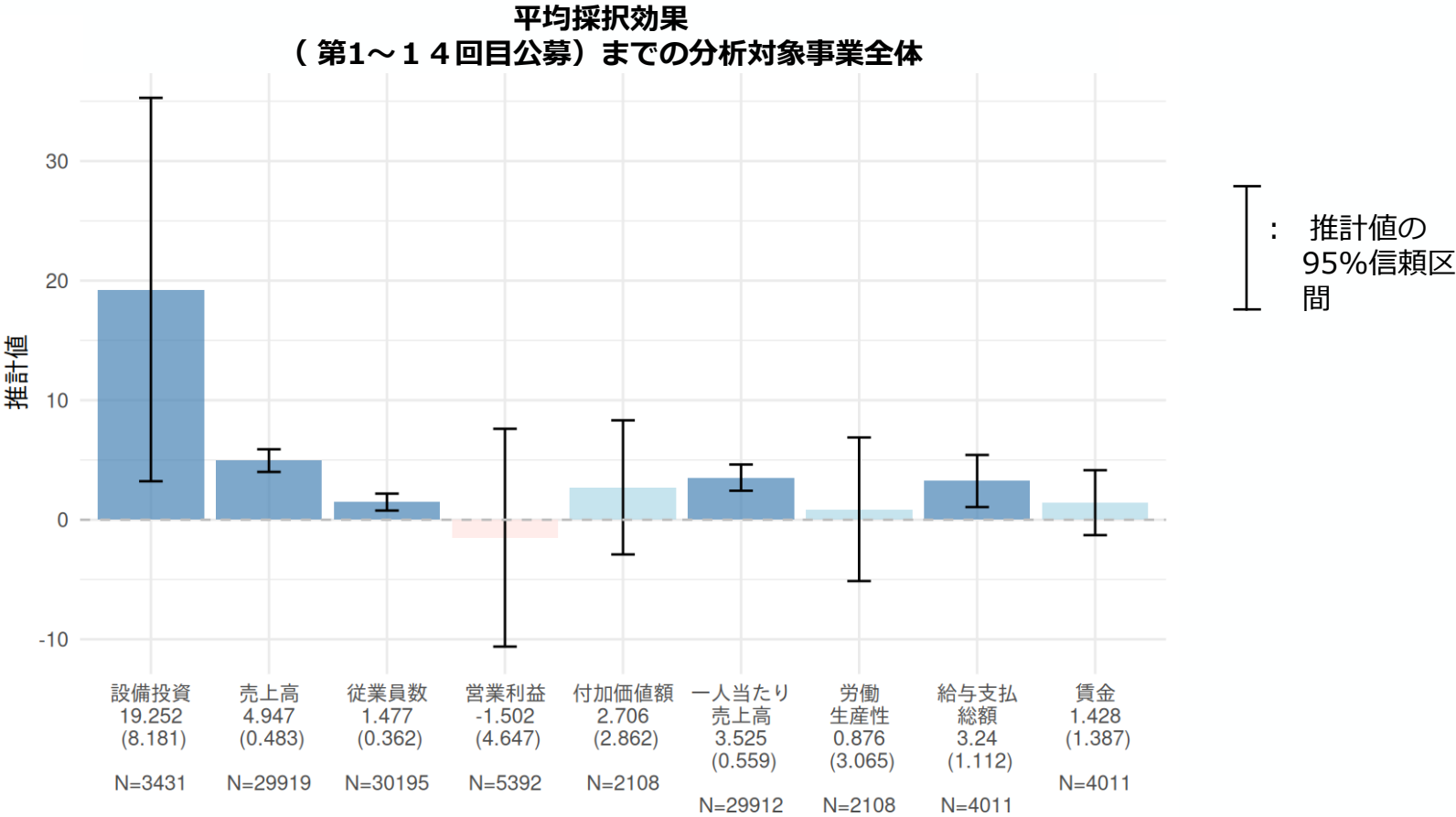
$Y_l(g)$ は事業 g の介入を受けた事業者の介入後 l 年時点でのアウトカムの値、 $Y_l(0)$ は同事業者が仮に介入を受けなかった場合の介入後 l 年経過時点のアウトカムの値。 G_g は事業者が事業 g の介入を受ける事業者である場合に、1を取るダミー変数。

- 即ち、事業 g の介入から l 年後の平均政策効果ATTは、実際に介入を受けた場合のアウトカムと、仮に介入を受けなかった場合のアウトカムの差から推計することとし、この「仮に介入を受けなかった場合のアウトカム」として、統制群としてマッチングした事業者のデータを用いる。
- これにより推計された平均政策効果ATTを集計し、事業ごとの政策効果（年度ごとに措置しているもの）、介入からの経過年数別の平均政策効果、過年度の持続化補助金事業全体の平均政策効果を検証する。

平均政策効果の集計	集計の目的	集計方法
① 事業別の平均政策効果	各アウトカムについて、どの事業でどの程度の政策効果が発現しているかを検証する	分析対象の事業別に、介入後の各期間の平均政策効果を当該期間の介入群のサンプル数で加重平均したもの
② 介入からの経過年数別の平均政策効果	各アウトカムについて、介入後のどの時点でどの程度の政策効果が発現しているかを検証する	介入からの経過年数別に、各事業の平均政策効果を当該事業の介入群のサンプル数で加重平均したもの
③ 分析対象事業全体の平均政策効果	各アウトカムについて、本調査事業の分析対象事業全体でみて、どの程度の政策効果が発現しているかを検証する	①事業別の平均政策効果を当該事業の介入群のサンプル数で加重平均したもの

差の差分分析による推計結果①平均政策効果（全体）の推計結果

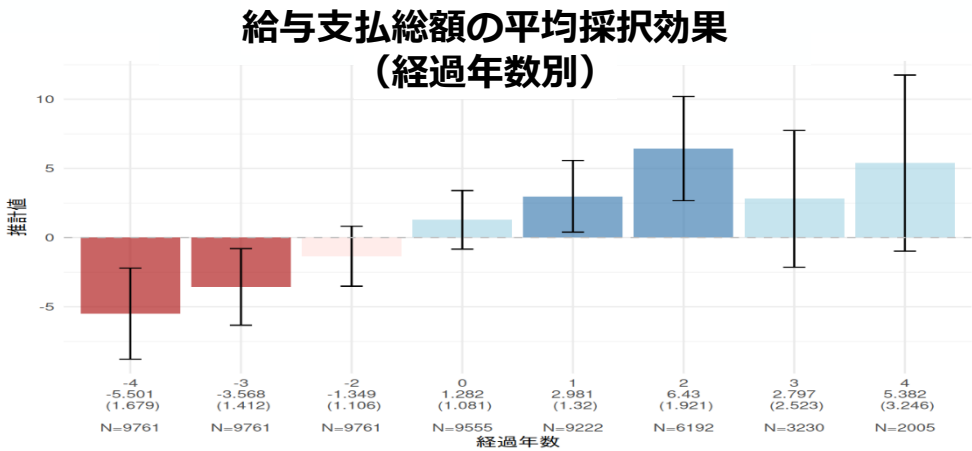
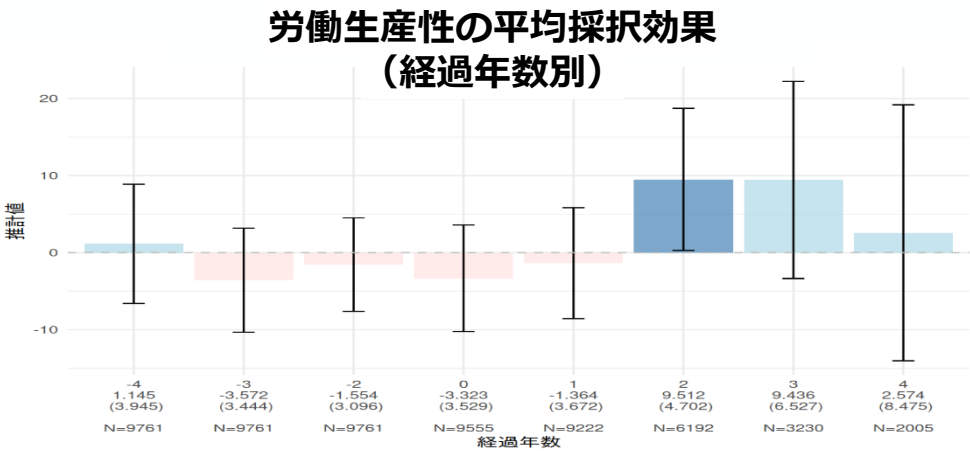
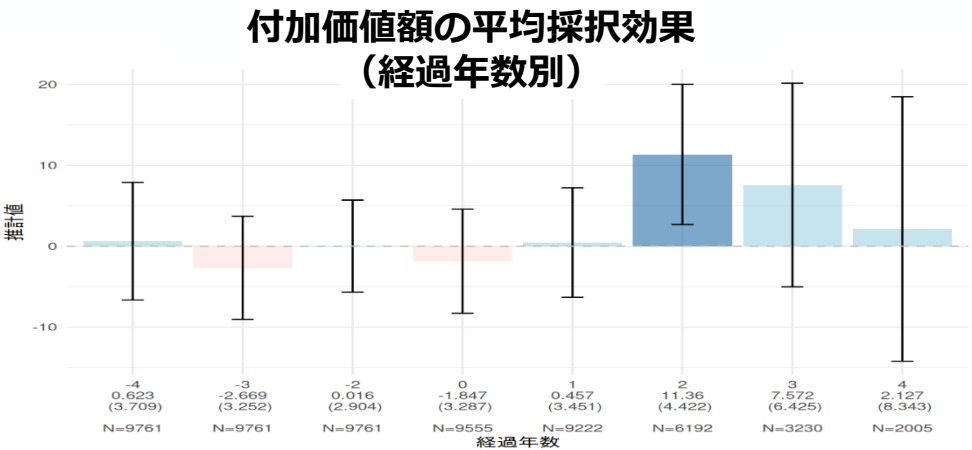
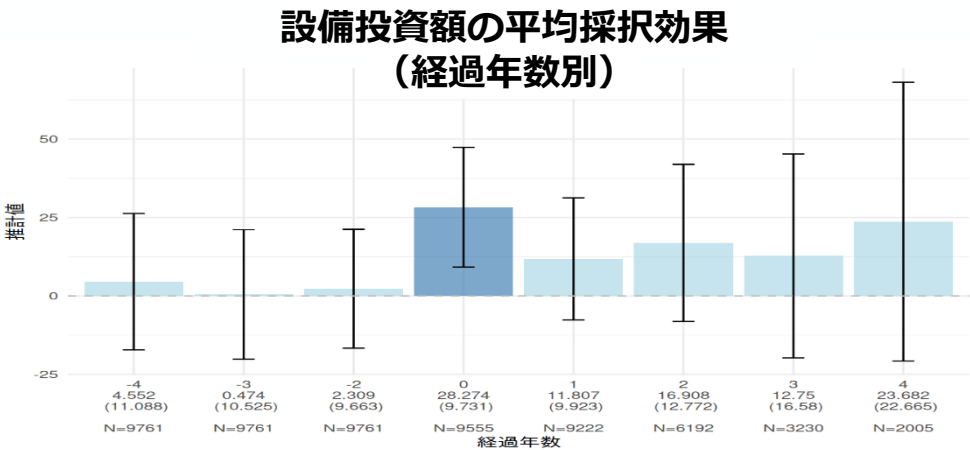
- 設備投資、売上高、従業員数、一人当たり売上高および給与支払総額への効果に対しては、明確な政策効果が確認された。
- 一方で、営業利益額については、有意な政策効果が確認できなかった。純粋な企業規模の拡大、市場拡大のみならず、事業者における生産性向上を通じた企業成長のさらなる支援が必要であると示唆される。



注1: グラフの青色（赤色）は推計値が正（負）であることを示し、うち濃い青（赤）は有意水準5%で統計的に有意であることを示す。
注2: カッコ内の数値は標準誤差。各事業のイベントスタディ回帰式のパラメータの標準誤差（傾向スコアマッチングのペア間の相関を考慮したクラスター標準誤差）からデルタ法により計算。
注3: Nは、平均政策効果の集計に用いた介入群のサンプル数の合計である。

差の差分分析による推計結果②経過年数別の設備投資実施の効果

- 設備投資額は補助金受給年に受給前年と比して28.3%の増加。付加価値額と労働生産性については介入2年後に増加しており、給与支払い総額にも正の政策効果が確認される。補助金の受給による設備投資の実施などが生産性の改善に繋がった可能性が示唆される。



注1:経過年数別及び事業別の平均政策効果の推計結果について、アウトカム別に整理したもの。図は、各アウトカムについて、介入後どの時点でどの程度の政策効果が発現しているのか、また、どの事業についてどの程度の政策効果が発現しているのかを示している。
注2:グラフの青色(赤色)は推計値が正(負)であることを示し、うち濃い青(赤)は有意水準5%で統計的に有意であることを示す。
注3:Nは、平均政策効果の集計に用いた介入群のサンプル数の合計である。

: 推計値の
95%信頼区
間

サブサンプル推計結果①業種ごとの政策効果

- 持続化補助金の介入群および統制群全体（フルサンプル）を、製造業・非製造業により分割し、サブサンプルを作成し、更に詳細な傾向の分析を実施。
- 業種ごとに見ると、売上高および一人当たり売上高について、業種を問わず政策効果が広く確認された。

アウトカム	製造業			非製造業		
	平均 政策効果	標準 誤差	サンプル数	平均 政策効果	標準 誤差	サンプル数
設備投資	29.10	21.44	2,366	19.28	9.09	2,988
売上高	5.37	0.82	28,065	4.84	0.57	23,719
従業員数	2.52	0.71	28,224	1.21	0.42	23,923
営業利益	-7.76	13.08	3,355	-0.68	5.02	4,774
付加価値額	3.82	5.95	1,641	1.73	3.30	1,780
一人当たり売上高	2.94	0.99	28,059	3.68	0.66	23,712
労働生産性	-3.46	6.35	1,641	0.61	3.54	1,780
給与支払総額	5.35	2.46	1,985	2.96	1.24	3,600
賃金	-0.36	3.15	1,985	1.43	1.55	3,600

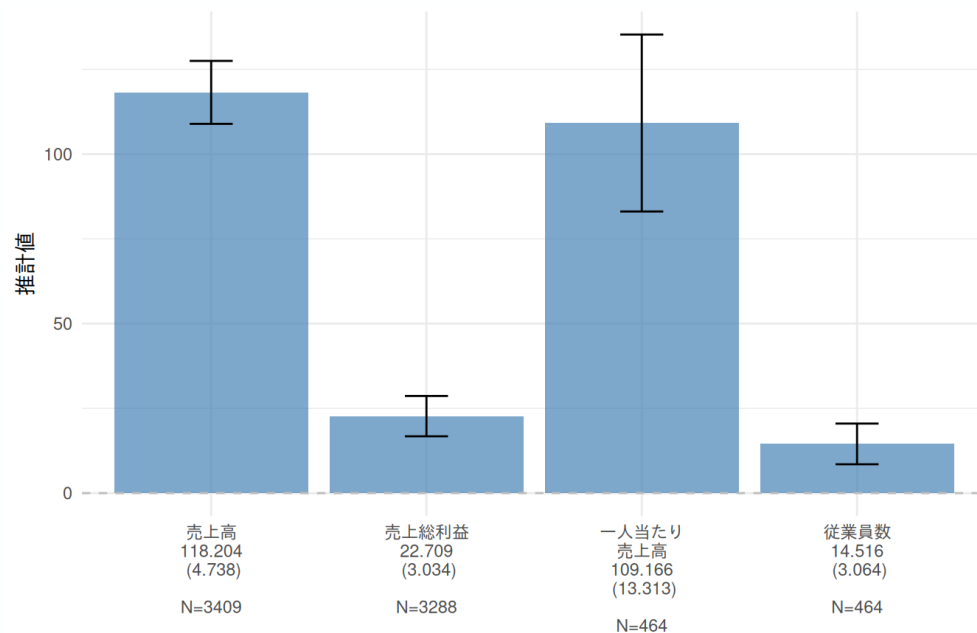
注1：非製造業はサービス業、建設業、卸売業、小売業、その他を含む。

注2：青色（赤色）のセルは正（負）の政策効果があり、かつ有意水準5%で統計的に有意であることを示す。

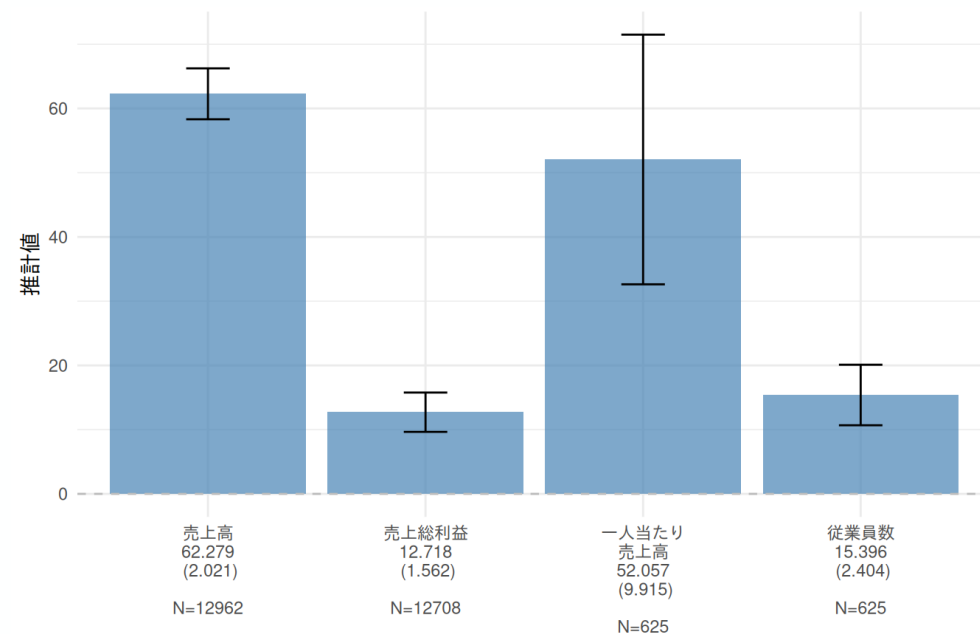
サブサンプル推計結果②賃上げ加点枠における平均採択効果の推計結果

- 本分析では、介入事業者には申請書及び事業化報告書のデータを、統制群にはTSRデータを用い、加点枠毎の平均採択効果を推計した。申請書及び事業化報告書のデータを利用しているため、分析対象は採択効果の推計に限定される。
- 加点枠については、審査会データから取得した。第1回から第14回までの公募を通じて分析を行うため、公募回ごとに加点枠の区分に若干の相違がみられるものの、枠名に「賃上げ」と記載されているものは「賃上げ加点枠として分類」した。
- その結果、賃上げ加点枠については、主要アウトカムにおいて正の効果が確認された。

賃上げ加点枠における平均採択効果



賃上げ加点枠以外における平均採択効果



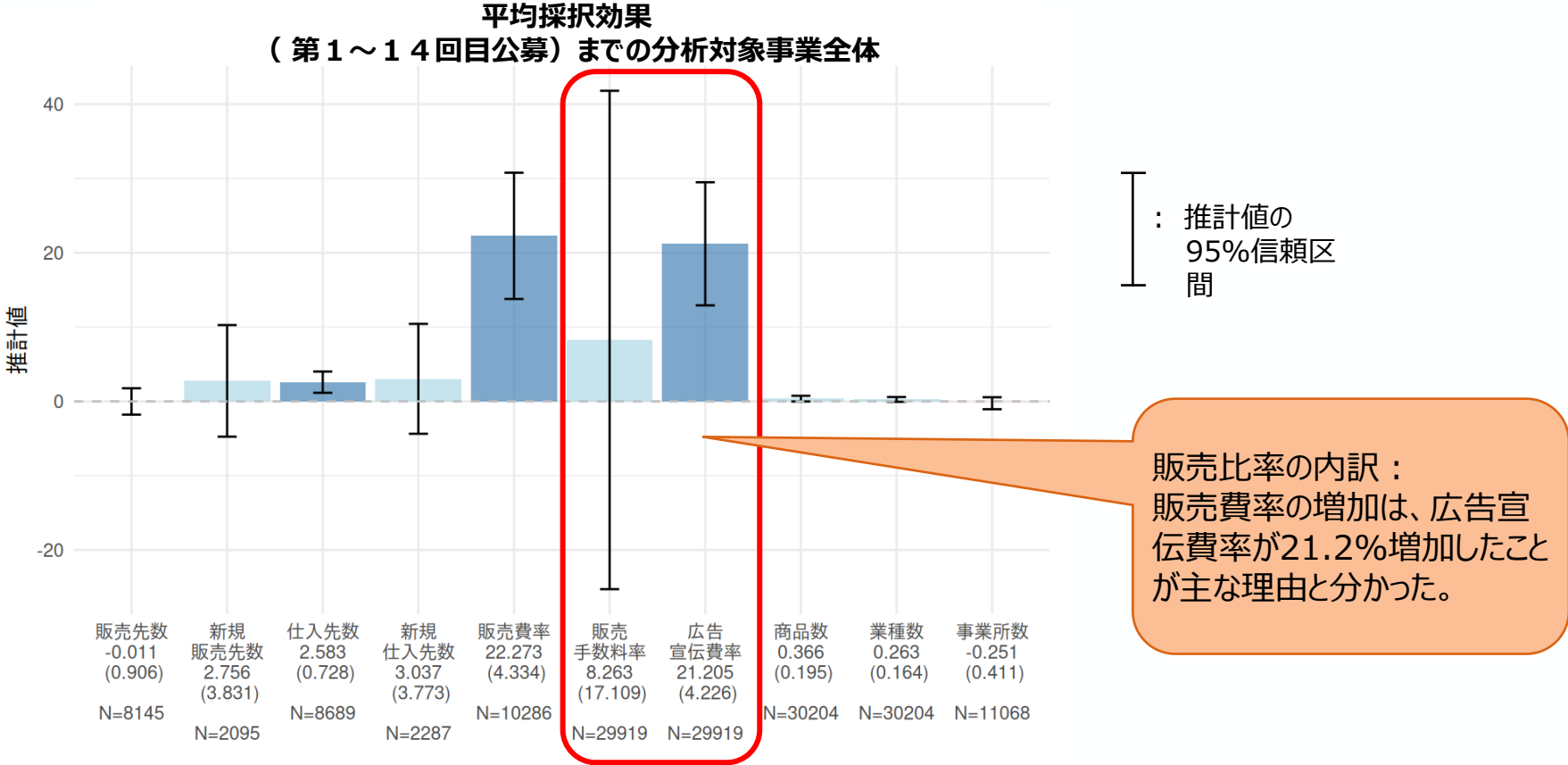
注1：グラフの青色（赤色）は推計値が正（負）であることを示し、うち濃い青（赤）は有意水準5%で統計的に有意であることを示す。

注2：Nは、平均政策効果の集計に用いた介入群のサンプル数の合計である。

注3：「賃上げ加点枠以外」は加点枠に申請しなかった事業者も含む。

販路開拓に関する分析：補助金と販路開拓の関係

- 補助金の採択により、販売費率は平均で約22%増加しており、販売行為への投資が促進されていることが確認された。
- 広告宣伝費率が平均して約21%増加することが確認された。この結果は、販売比率の増加の背景として、広告宣伝への投資拡大が一因となっている可能性を示唆するものである。



注1: グラフの青色（赤色）は推計値が正（負）であることを示し、うち濃い青（赤）は有意水準5%で統計的に有意であることを示す。
注2: カッコ内の数値は標準誤差。各事業のイベントスタディ回帰式のパラメータの標準誤差（傾向スコアマッチングのペア間の相関を考慮したクラスター標準誤差）からデルタ法により計算。
注3: Nは、平均政策効果の集計に用いた介入群のサンプル数の合計である。

持続化補助金の経済波及効果

- 持続化補助金に採択されたことによる売上高の増加といった採択された事業者における事業の成長の観点に留まらず、売上高の増加に伴う経済波及効果及び付加価値誘発額等についても推計を実施。
- 補助金交付額442億円に対して、経済波及効果は総計で2,649億円と推計された。うち、付加価値誘発額は1,510億円、雇用者所得増加は637億円。更に、198,617人の雇用効果にもつながっているものと推計された。

	売上高増に伴う経済波及効果					付加価値額 誘発額	雇用者所得 増加額	雇用効果	補助金 交付額
	①波及 効果計 (=②+③+ ④)	②直接効果	③間接1次 効果	④間接2次 効果	効果倍率 (=①÷②)	①の内数	①の内数	-	-
2021年 (第1～4回)	257億円	124億円	72億円	62億円	2.1	151億円	65億円	20,487人	67.2億円
2022年 (第5～7回)	71億円	34億円	20億円	17億円	2.1	42億円	18億円	5,665人	39.7億円
2023年 (第8～11回)	1,304億円	615億円	388億円	300億円	2.1	743億円	314億円	98,453人	181.2億円
2024年 (第12～14回)	1,007億円	477億円	300億円	288億円	2.1	574億円	240億円	74,012人	154.2億円
計	2,649億円	1,251億円	780億円	608億円	2.1	1,510億円	637億円	198,617人	442億円

注1: 総務省が公表している令和2年度産業連関表の統合大分類（37分類）を用いて計算。

注2: 経済波及効果の計算方法は以下のとおり。

(1) 売上高増加額を一律購入者価格ベースとみなし、商業マージン及び運輸マージンを控除し、商業部門・運輸部門に配分し、生産者価格ベースに変換。

(2) 生産者価格ベースの売上高増加額ベクトルに、競争輸入型の均衡算出高モデルの行列※を乗じて、1次波及効果（直接効果＋間接1次効果）を推計。

※ $[I - (I - M)A]^{-1}$: I : 単位行列、 A : 投入係数行列、 M : 輸入係数行列

(3) 1次波及効果に雇用者所得係数を乗じて、各部門の雇用者所得増加額を計算（これを合計したものが上記の表の雇用者所得増加額）。

(4) 雇用者所得の増加額に平均消費性向（64.68%：総務省家計調査2018-2022年平均）と国内自給率（産業連関表輸入マトリックス）を乗じて、各部門の国内消費の増加額を推計。

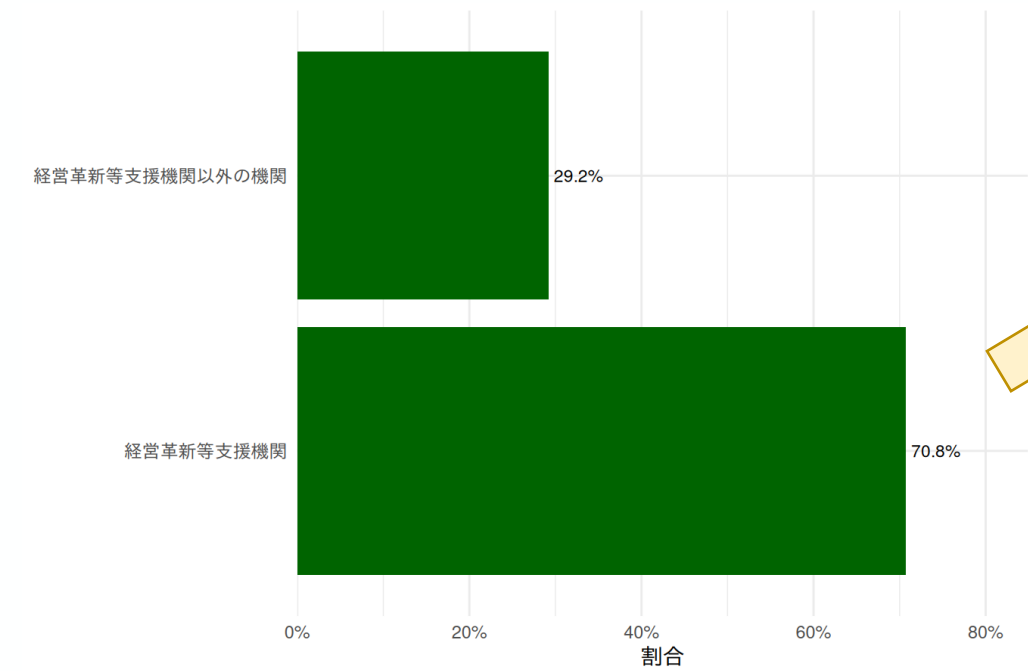
(5) 上記(1)・(2)の手順を繰り返して、間接2次効果を推計。

(6) 付加価値誘発額は、波及効果計に粗付加価値係数を乗じて計算。雇用効果は、雇用表から得た生産額当たりの雇用人数（有給役員雇用者）を乗じて計算。

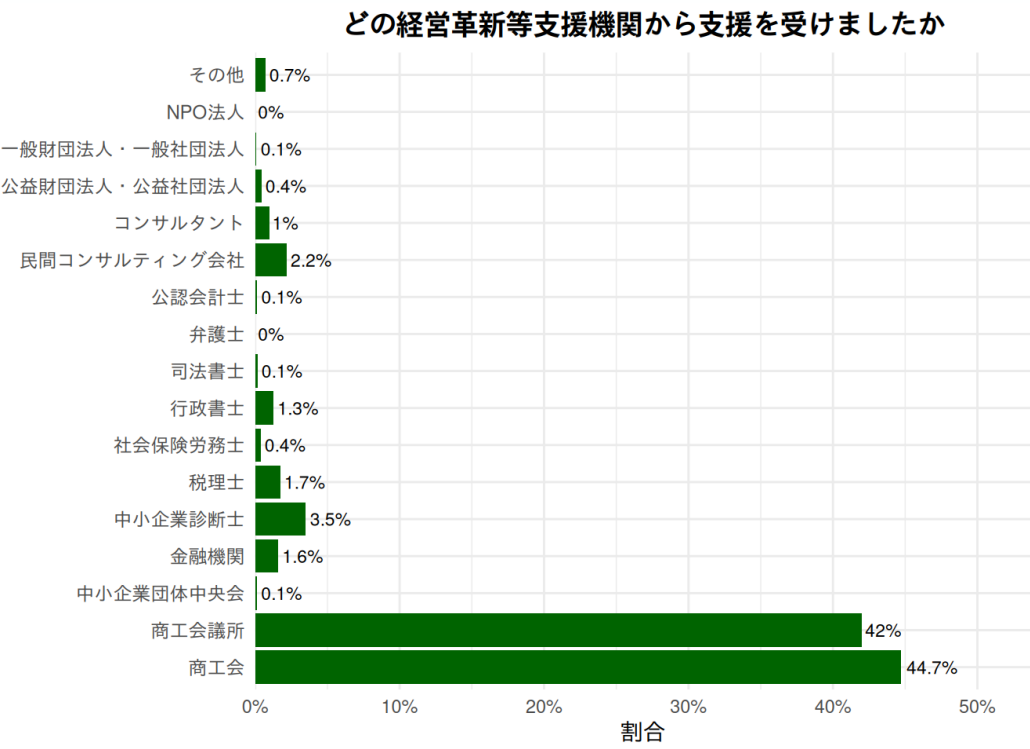
アンケート調査の分析結果①経営革新等支援機関の役割について

- 持続化補助金制度の申請者を主な対象としてアンケート調査を実施
- 補助金交付額442億円に対して、経済波及効果は総計で2,649億円と推計された。うち、付加価値誘発額は1,510億円、雇用者所得増加は637億円。更に、198,617人の雇用効果にもつながっているものと推計された。

問 1 1 . 小規模事業者持続化補助金に申請した際、どの機関より支援を受けましたか。



問 1 2 . 小規模事業者持続化補助金に申請した際、どの経営革新等支援機関から支援を受けましたか。



アンケート調査の分析結果②申請と行動変容の関係

- 多くの事業者が、補助金申請を契機に経営計画を作成したと回答している。
- 補助金への申請が経営計画の策定のきっかけとなり、自社の課題を再検討する動機となったと回答した事業者は約90%であった。
- 経営計画の策定に関して、申請時点で「可能であれば策定したい」および「あまり、又は、全く考えていなかった」事業者は80%以上であった。よって、多くの事業者が、申請時点で経営計画の策定に取り組めていなかったことが確認できる。

関連する質問は以下。

- 問21．小規模事業者持続化補助金の申請時の経営計画の策定がきっかけで、自社の状況や課題を見直す契機となりましたか。
- 問22．小規模事業者持続化補助金の申請時、当補助金への申請に関わらず経営計画を策定する予定はありましたか。

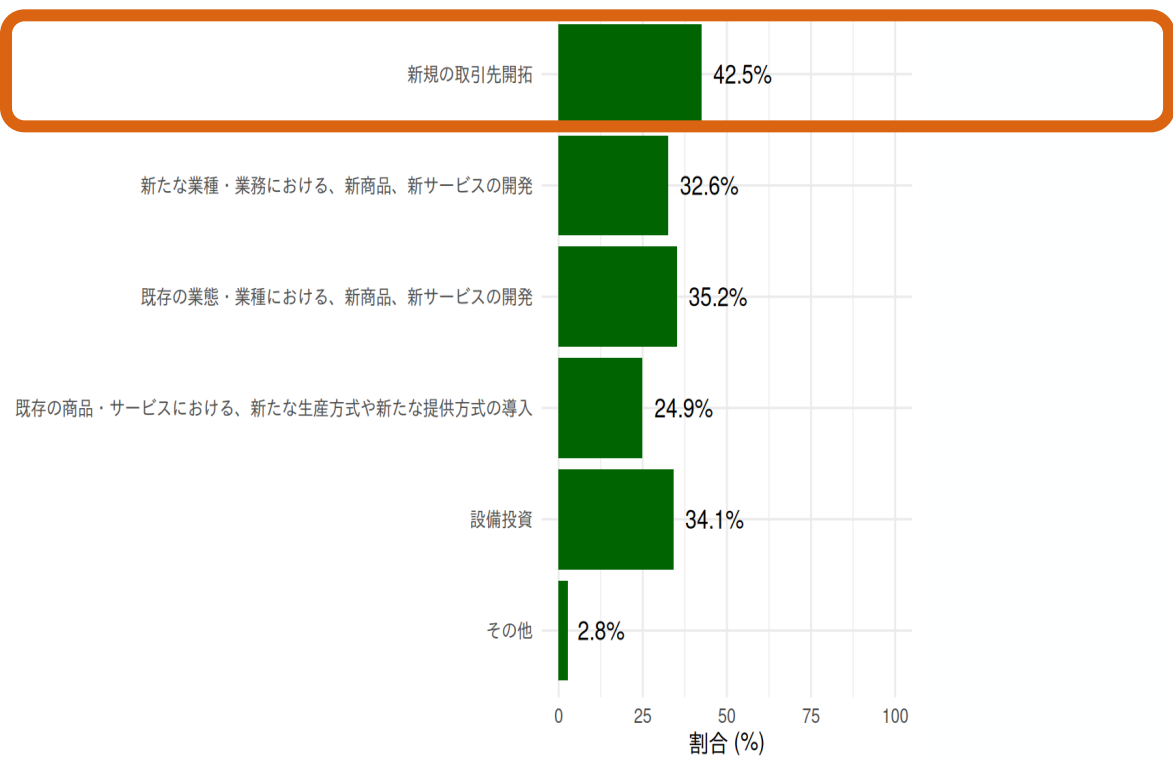
問21↓/問22→	もともと策定する予定だった	可能であれば策定したいと考えていた	あまり考えていなかった	全く考えていなかった	
大いにそう思う	7.5%	16.6%	9.3%	2.4%	35.8%
ある程度そう思う	6.8%	24.2%	19.9%	3.4%	54.4%
あまりそう思わない	1.4%	1.9%	3.9%	1.2%	8.4%
全くそう思わない	0.3%	0.2%	0.3%	0.7%	1.4%
	16.1%	42.9%	33.4%	7.6%	100.0%

注1：観測数は10,690件。

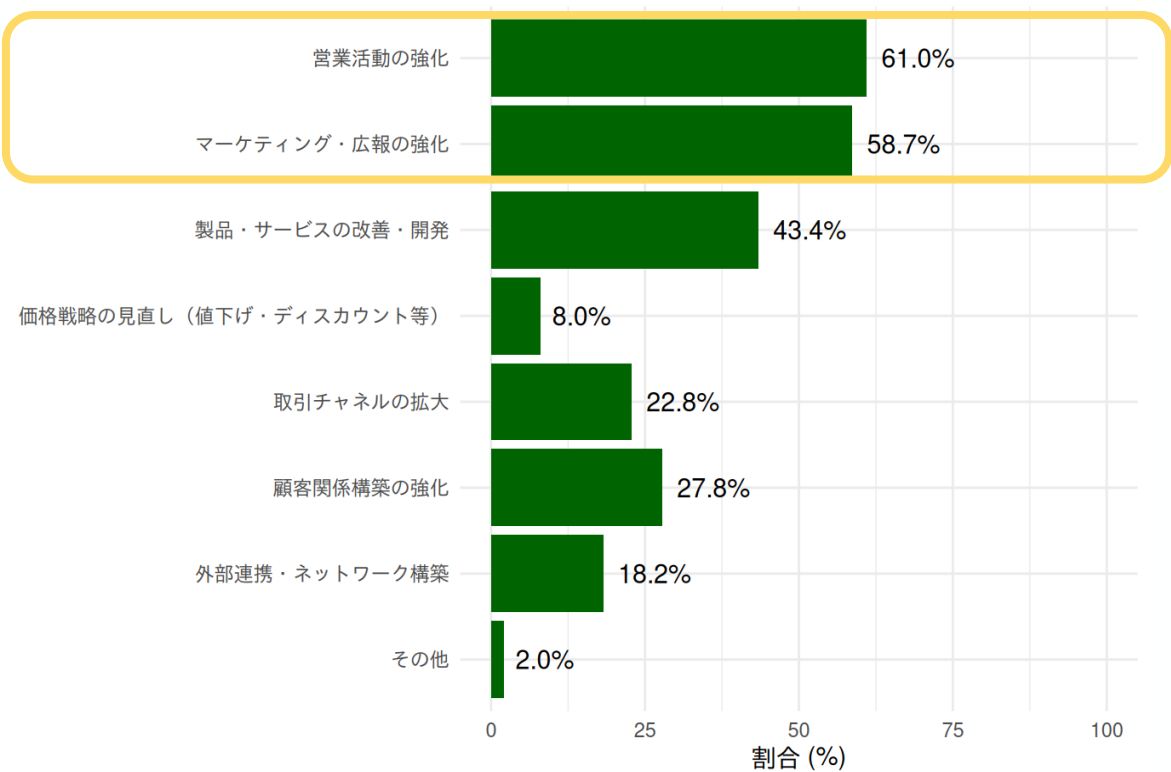
アンケート調査の分析結果③補助金の資金使途について

- 採択事業者の42.5%が新規の取引先開拓を実施した。
- 新規取引先開拓の他、採択事業者が実施した販路開拓の具体的な内容として、営業活動の強化やマーケティング・広報の強化を挙げる回答が多く見られた。
- これらの取組は、定量分析において確認された採択による販売費率の増加という結果と整合的であり、その実態を補完するものである。**

問 2 6：小規模事業者持続化補助金の受給により取り組んだ内容を全て選んでください。
(複数回答)



問 2 9：販路開拓のためにどんな取り組みを行いましたか。(複数回答)

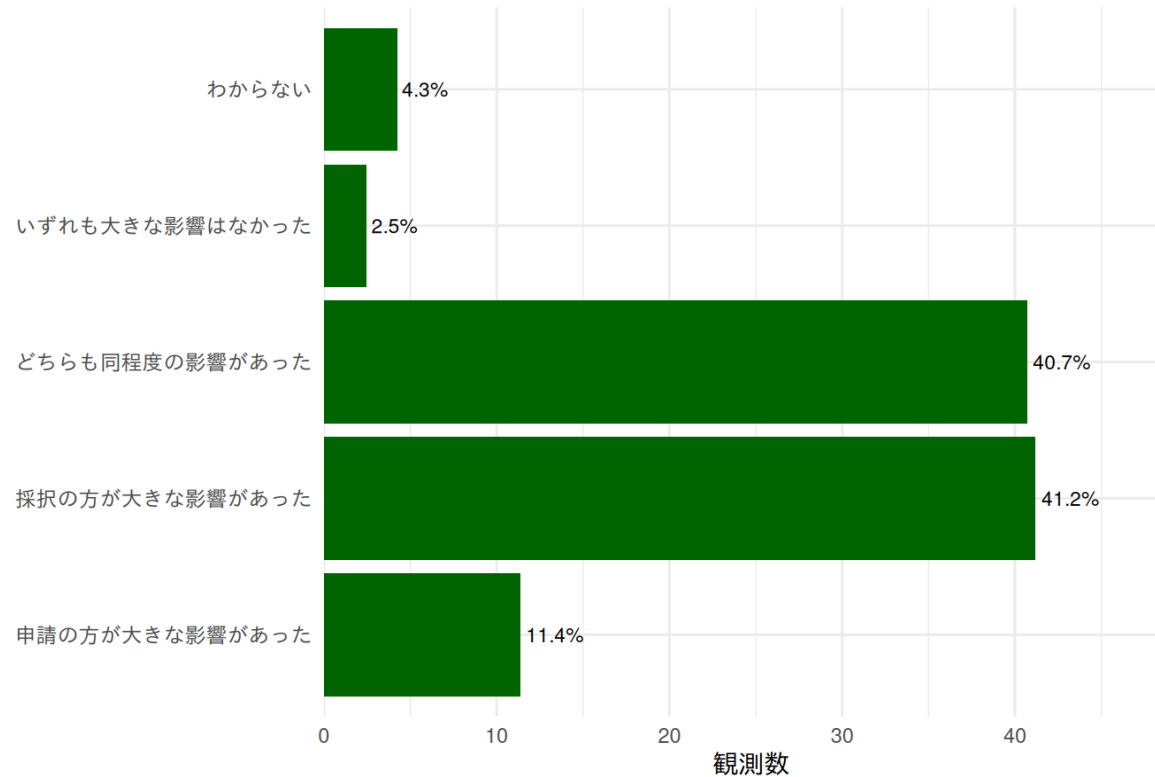


注) 問 2 6 は小規模事業者持続化補助金に採択されたことがある事業者のみに聞かれている。

アンケート調査の分析結果③補助金の資金使途について

- 採択事業者の約41%が「採択の方が大きな影響があった」と回答した一方で、同程度（約4割）の事業者が「申請と採択のいずれも同程度の影響があった」と回答した。
- 多くの採択事業者において、採択結果のみならず、申請プロセスそのものにも一定の意義が認識されていることが示唆される。

問38. 補助金の“申請”と“採択”のどちらが自社にとってより大きな影響を与えたと感じますか。



- 
1. 小規模事業者の現状
 2. 小規模事業者持続化補助金の概要
 3. 小規模事業者持続化補助金の成果分析に係る統計データ
 4. 小規模事業者持続化補助金の効果検証（委託調査事業）
 - 5. 小規模事業者持続化補助金の見直し**

小規模事業者持続化補助金見直し内容

- 小規模事業者持続化補助金についてはより政策効果を高めるための見直しを実施してきており、来年度以降、第Ⅲ期小規模企業振興基本計画（令和7年3月に閣議決定）、令和8年5月「小規模事業者の『稼ぐ力』の強化に向けた諸課題に関する検討会中間とりまとめ」及び令和8年6月「自民党中小企業・小規模事業者政策調査会提言」等を踏まえ、「1億宣言」スキーム等の成長志向型の小規模事業者を重点的に支援していく。

見直し内容①（補助上限引上げに係る賃上要件の適正化）

【実施済事項】

- 第20回公募（2026年度採択、現在公募中）から、補助上限引上げに係る賃上要件の適正化を目指し、従前の「事業場内最低賃金を一定額引き上げる」要件から「前年同月の12か月を比べ、従業員（非常勤を含む。代表者、役員及び専従者は含めない。以下同じ。）1人あたり給与支給総額が年平均3.0%以上増加した事業者」へ見直しを実施。
- これにより、従業員1名の賃金を一定額増加させることのみによって特例措置が得られることはなくなった。

見直し内容②（「1億宣言」に対する優先的措置の検討）

【今後実施する事項】

- 売上高1億円等を目指す「成長志向の経営計画（仮称）」を宣言（1億宣言）した事業者について、持続化補助金に関する優先的措置を講ずることについて検討する。
- これにより、売上高1億円等の事業の拡大、成長を強く促進することができる。

小規模企業振興基本計画

- 令和7年3月に閣議決定された、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）（以下、「基本計画（第Ⅲ期）」という。）の基本的な考え方は以下のとおり。

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）抜粋

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

2. 基本的な考え方

（略）時代の転換点にあつては、過去の延長で日々の経営を続けていく従来型のビジネスモデルでは立ち行かなくなる可能性が高い。事業の拡大を目指す意欲的な小規模事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける小規模事業者においても賃上げを実現し、金利等のコストを負担していくためには、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。（略）

小規模事業者の特性、強みを十分に発揮し、新たな需要が喚起される分野に積極的に取り組むとともに提供する付加価値に適切な価格を設定することにより、むしろ時代の転換点は「稼ぐ力」を高める好機となる。そうした好機を掴むことで、小規模事業者の「経営の自走化」が進み、事業の拡大や持続的発展、地域経済の成長発展への好循環へとつながることとなる。（略）

小規模事業者が地域経済や産業に与える質的な影響を踏まえた「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致するものであり、小規模事業者の振興と地方創生の双方の観点から取組を一体的に進めることで、一層の効果が期待される。（略）

小規模事業者は、こうした新たな需要が喚起される分野や急激な事業環境変化が自社の経営に与える影響等を適確に把握した上で、多様なニーズに対応した付加価値をきめ細かに提供できるよう経営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展につなげることが求められる。

小規模事業者の『稼ぐ力』の強化に向けた諸課題に関する検討会

- 基本計画（第Ⅲ期）を踏まえ、小規模事業者の「稼ぐ力」の強化をテーマにした「小規模事業者の『稼ぐ力』の強化に向けた諸課題に関する検討会」の令和8年5月の中間とりまとめ（以下、「検討会中間とりまとめ」という。）が打ち出した方向性は以下のとおり。

検討会中間とりまとめ 抜粋

施策の方向性

全体の方向性

- 「地域を支え持続的発展及び賃上げを目指す事業者への支援」に加え、「成長志向の事業者の創出メカニズム」や「エッセンシャル・サービスを担う事業者への支援」に向けた取組を検討し、経営発達支援事業における施策体系の再構築を進める。

1) 成長志向の小規模事業者を創出するメカニズムの構築

成長志向の小規模事業者を創出するメカニズムの構築

- 成長志向の小規模事業者の多くが直面する課題として、①成長に向けた経営の方向性が不明瞭、②新規取引の開拓等のための投資資金が不足、③経営規模を拡大するための資金調達の脆弱性、が挙げられる。
- 経営管理能力の高度化と経営改革を図るために、それぞれの課題に対して、①経営指導員による伴走支援を通じた経営計画策定（言語化）・高度な経営力の習得、②補助金等を通じたリスクマネーの優先措置、③マル経融資の優先適用や将来のプロパー融資の増加を見据えた民間融資へのつなぎの促進、に取り組むことが重要。

＜「成長志向の経営計画（仮称）」に係る“宣言”の仕組み＞

- 拡大成長を目指すためには、より深い自社・市場分析と打ち手の考察が必要であり、経営者と経営指導員の双方にとって強い動機付けとなる仕組みが必要であるため、一定の成長目標を設定した上で、それに到達する成長シナリオを描く「経営計画」について、特に「成長志向の経営計画（仮称）」と位置づけ、同計画を“宣言”（登録・公表）できる仕組みを構築する。

2) 持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援強化（ES提供者含む）

- 小規模事業者支援法に基づき各商工会・商工会議所が行う経営発達支援事業において、ES支援機関としての認定を受け、ES提供事業者等への重点的な支援（地域にとって必要なES提供事業者の発掘・把握、ES法案における支援策の活用、計画策定、伴走支援、地域内における事業引継ぎ等の仲介など）を行うことを盛り込むとともに、その活動経費に対する支援策等において配慮する措置を検討する。

自民党中小企業・小規模事業者政策調査会提言（１）

自民党中小企業・小規模事業者政策調査会提言（令和８年６月公表）抜粋

0. はじめに

（１）「変化の時代」の中小企業・小規模事業者政策

（略）中小企業・小規模事業者は、わが国の産業の要素技術を産み出すクレイドルであり、国民の大多数の生活の基盤であり、地域社会において世界のどこにもないユニークネスを育む、ある意味でわが国の社会そのものであると、我々自民党は考えるからである。（略）中小企業・小規模事業者の自助的な努力に寄り添い、その持てる役割を果たしていただくことが、中小企業・小規模事業者政策の目的であることを改めて共有したい。（略）

4. 「変化の時代」へ対応するための地域の経営力向上を実現する成長支援促進や環境整備

（３）地域を支える小規模事業者の経営力向上に向けた支援強化

経営環境の急速かつ大規模な変化を踏まえ、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」において、小規模事業者においても経営リテラシー向上を通じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めることが必要であり、その実現のために「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）」に基づき支援体制の充実を図ることとされている。

小規模事業者の持続的発展こそ、地域を支える「下生え」でもあり、平成26年の「小規模企業振興基本法」の制定以来、小規模事業者支援法の経営発達支援事業により商工会・商工会議所による伴走支援体制の整備を進めるとともに、持続的発展を目指す事業者に対し、経営指導員の伴走支援の下、基礎的経営リテラシーの向上のために経営計画の策定を条件とした小規模事業者持続化補助金を通じた販路開拓等に係る支援等を実施してきたところである。

今後は、基本計画（第Ⅲ期）に基づき、小規模事業者の経営の方向性の違いを踏まえ、小規模事業者支援法に基づき都道府県・市町村と連携し、従来の「持続的発展を目指す事業者への支援」に加え、高度な経営力を有する「成長志向の事業者の創出メカニズム」や「エッセンシャル・サービスを担う事業者への支援」に向けた取組を行うなど、きめ細やかな支援とともに、これを支える商工会・商工会議所の支援体制強化を図るべきである。

また、これら取組を小規模事業者支援法の経営発達支援計画の枠組で実施することにより、地域未来戦略を含む都道府県や市町村の産業政策と整合的な取組とすることができるので、都道府県や市町村には、積極的にこれら事業者の創出・支援を促進することが強く期待される。→次ページに続く。

自民党中小企業・小規模事業者政策調査会提言（２）

自民党中小企業・小規模事業者政策調査会提言（令和８年６月公表）抜粋

→前ページからの続き。

① 成長志向の小規模事業者の創出メカニズムの構築

地域経済の持続的成長のためには、経営者を地域で育てていくことが重要であり、そのため、地域に有意な変化をもたらすような既存事業の改善に留まらない成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、地域の関係性を構築する、地域課題解決に資する価値を有するなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高１億円を目指す、または、②高収益型を目指す、といった成長志向の小規模事業者、いわゆる「１億企業」に対して、挑戦（意識・行動変容）を促す仕組みが必要である。

具体的には、それら一定の目標に到達する成長シナリオを描く経営計画を特に「成長志向の経営計画」と位置づけ、商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援を必須として、同計画を“宣言”（登録・公表）できる仕組みを構築すべきである。これにより、成長志向の小規模事業者が、経営指導員の伴走支援による同計画の策定に取り組む中で、成長に向けた経営の方向性を言語化・可視化し、成長実現のために必要な高度な経営力を身につけていくことを促進する。

また、“宣言”事業者による挑戦的取組を後押しするため、小規模事業者持続化補助金等における優先措置の導入、成長資金調達に係る信用力向上のためのマル経融資の優先的な推薦等の実施、将来的なプロパー融資の増加を見据えた経営指導員による民間金融機関への接続等を図るべきである。

② 持続的発展を目指す小規模事業者（エッセンシャル・サービス含む）の支援

持続的発展を目指す小規模事業者においても、大きな事業環境の変化が続く中において地域を支え続けていくためには、経営計画や資金繰り表などの策定を通じて、特に原価や収益、資金繰りの把握、在庫の棚卸し、売値の見直しなどの基礎的な経営リテラシーの向上を図り、自己研鑽の端緒に立つことが重要である。

そのため、小規模事業者の気付きや経営計画等の策定を促すためのプッシュ型の働きかけの更なる拡充を図るとともに、商工会・商工会議所の青年部の勉強会等を「学び合いの場・助け合いの場」として改めて位置づけ、小規模事業者同士の経営リテラシーを深める取組や、事業者間での助け合いや協業、地域内での事業引継ぎといった取組を促進すべきである。

また、エッセンシャルサービス（ＥＳ）の担い手である小規模事業者に対し、今国会に提出された産業競争力強化法改正法案にて「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」及びその支援機関の認定スキームが設けられることを踏まえ、商工会・商工会議所が同法案に基づく認定ＥＳ支援機関となり、ＥＳ事業に対して重点的に支援を行うべきである。

そして、これらの取組に関して、商工会・商工会議所が実施する経営発達支援事業に係る伴走型補助金の拡充や配慮、経営指導員のサポートを行う専門家等の拡充、小規模事業者持続化補助金における優先措置の導入等を行うべきである。